

ホッブズ道徳論における責務の問題

——コモンウェルス設立のための信約についての考察から——

藪 本 沙 織

はじめに

トマス・ホッブズは、いわゆる社会契約論を展開したとして知られる思想家である。彼は、いかにして人間が自然状態からコモンウェルスを設立し、それを平和裏に維持するかについて、独自の理論を展開した哲学者であった。こうした彼の思想にみられる全体的な論調から、彼の社会契約論は主に政治学の分野においてよく研究されてきた。しかしながら、『リヴァイアサン』第一部にみられるような道徳概念を軸として、ホッブズの道徳論を考察・評価しようとする試みが、海外のホッブズ研究において非常にさかに行われてきたことは注目に値する事実であろう。

こうしたホッブズの道徳論研究ではある論争があり、その嚆矢となったのは、後述するA・E・テイラーの論稿〔1938〕であった。テイラーは、「責務(Obligation)」概念からホッブズ道徳論を再構成してみた。この試みはその後の研究にも引き継がれ、責務概念に着目する研究は、ホッブズ道徳論研究のひとつの主流となっている。たとえば、もつともよく知られたホッブズ解釈において、責務概念は利己主義的に解釈されるが、この解釈に依拠すると、ホッブズは利己主義の道徳哲学者として描かれることになる⁽²⁾。一方で、責務の拘束力を神的権威によって担保しようとする⁽³⁾ことで、ある種の義務論的な解釈を試みる論者もいる。

こうした論争のひとつの原因は、ホッブズのテキストには複数の責務概念があらわれているということが挙げられるだろう。

そこで、ホッブズの主著『リヴァリアサン』における責務理論

の構造を検討することから本稿は始めよう。ホッブズの最終的

な目的は、『リヴァリアサン』最終章「総括と結論」において

宣言されているように、「主権者の命令（市民法と同義）（Lev. 2.

26. p.183）への、臣民の服従の責務を根拠づけることである

（Lev. 4. A Review and Conclusion, p. 484, p. 491）。そして、この

服従の責務は、市民法に先行する責務に依拠しているとホッブ

ズは述べる（Lev. 2. 26. p.183）。市民法は、コモンウェルスの

設立なしには存在しないのだから、ここでいう、市民法に先

行する責務とは、コモンウェルス設立のために締結される信約

（covenant. 契約の一種）を遵守するという責務のことである。

よって、コモンウェルス設立のための信約履行の責務こそが、

ホッブズの社会契約論を根底で支えているといえる。

こうした前提のもと、本稿ではコモンウェルス設立のための

信約履行の責務に議論を限定し、以下のように考察を進める。

まず第一章では、自然状態と信約履行の責務について考察する。

そこでは、二種類の自然状態を区別しなければならぬこと、

そして信約履行の責務についてのホッブズの主張を確認する。

第二章では、責務についてのホッブズの考え、すなわち信約履

行の責務の源泉と、なぜ責務は守られねばならないか、という

責務の正当化について、ホッブズの主張を検討したい。こうし

た考察から、従来の先行研究を整理し、その不十分な点を明ら

かにすることで、ホッブズ道徳論の新しい解釈への糸口を見出

すことが、本稿の目的である。

一 コモンウェルスを設立する信約

本章では、責務について本格的に考察する準備として、議論の範囲を限定したい。そのため、1では自然状態を二種類に分類して考察せねばならないことを確認し、2では信約と責務についてのホッブズの主張を簡潔にまとめる。

1 信約締結の舞台としての自然状態

信約についての議論に入る前には、信約締結の舞台について確認しておかねばならない。コモンウェルスの設立の信約が締結されるのは、自然状態においてであることは当然である。また、周知の通り、ホッブズがコモンウェルスを「設立によるコモンウェルス」と「獲得によるコモンウェルス」に分類している（Lev. 2.17. p.121）。どちらのコモンウェルスも、臣民（とよべき人間）の信約によって創設されることは変わらないが、ここで指摘しておかねばならないのは、このコモンウェルスの分類に当たって、自然状態も二種類に分類することができるといふ点である。この二種類の自然状態の相違について、これまであまり注意が向けられることはなかったが、信約の締結者が、(A)「設立によるコモンウェルス」へと至る自然状態に置かれていたか、(B)「獲得によるコモンウェルス」へと至る自然状

態に置かれているかによって、信約履行の責務についての議論は大きく変わってくることになる。

(A)の自然状態から見ていこう。この自然状態においては、どんなに強く賢い人間であっても、「ほんの小さな力」によって生命を奪われるという点において、各人は平等である (Lev. 1: 13, pp. 88-7)。この平等から「目的を獲得することにおける希望の平等」が生じ、人々は互いに競争し、相手を屈服させようとし、自身もつねに他者による略奪の危険にさらされる。ここから、「不信 (distrust)」が生じ、この不信から戦争状態が生じる。この戦争状態は、「実際の戦闘」ではなく「つねに反対の状態 [平和] への保障がない間の、「戦闘への」傾向性」のことである (Lev. 1: 13, pp. 87-9)。したがって、自然状態において一般に、人々は平等であり、相互不信に陥っているものの、実際の戦闘は勃発していかない。「力の不平等は [実際の] 戦闘によってしか判明しないので」 (Lev. 1: 14, p. 96)、この状況にいる人々は相互不信・平等な状態にとどまることになる。

次に(B)「獲得によるコモンウェルス」へと至る自然状態について見ておこう。上に述べたように、一般的な自然状態は実際の戦闘状態ではないが、(B)は実際の戦闘が勃発した場合の自然状態であるといえる (Lev. 1: 14, pp. 97-8)。実際の戦闘の結果生じるのは、勝者と敗者の「力の不平等」であるという (Lev. 1: 14, p. 96)。この事例として、「戦争の捕虜」の事例を見てみよう。ここでは、「戦争の捕虜たちは、彼らが身代金の支払い

を信頼されている (trusted) ならば、それを支払うよう義務づけられる」という (Lev. 1: 14, p. 98)。ここから、力における不平等が明るみに出た者同士の間には、勝敗によって信頼が成立しているということがわかる。信頼が成立する理由は、敗者が勝者からすでに「生命という利得を受け取っている」ためである (Lev. 1: 14, pp. 97-8)。勝者は敗者の生殺与奪権を握っているために、勝者にとっては敗者が生命の代金を支払うことは当然なのである。したがって、この状況にある人々の間には、不平等ゆえの信頼関係が築かれている。

このうち、本稿での議論にとって重要なのは、(A)の自然状態である。というのも、ホッブズのコモンウェルス論においては「設立によるコモンウェルス」の方が、「獲得によるコモンウェルス」よりも基本的なものと考えられているからである⁽⁶⁾。さらに、(A)は相互不信の状態であるために、信約をとりまく条件としてはより厳しいと考えられるので、議論の厳格さのためにも(A)を出発点とすることに問題はないといえる。以下では、「自然状態」という言葉で(A)の自然状態を意味することにする。

2 信約履行の責務

次に、信約とその履行の責務について確認しておく。信約とは、契約の一種である。ホッブズによれば契約とは、「権利の相互譲渡」であり、そのうち「契約者の一方が、自分の側では契約されたものを引き渡し、相手の履行をある一定の時間の

ちまで放任し、その時間の間は信頼しておく」という契約、もしくは「契約の両方の側が、現在契約して、のちに履行する」という契約が「信約」と呼ばれるものである (Lev. 1. 14. p. 94)。

ホップズによれば、締結された信約には、履行の責務がともなう。

そしてある人がどちらか「権利を放棄するか、特定の誰かに譲渡するか」のやり方で権利を捨てたり、譲渡したりするとき(「信約を締結するとき」、その人はその権利が譲渡・放棄された「相手の」人を、権利がもたらす利益から妨害しないように責務を課される、もしくは拘束されると言われる (Lev. 1. 14. pp. 92-3)。

この引用は、「責務」と題された節からのものである。この部分分は、ホップズが責務概念を定義している箇所と考えられてきた。ここでは「責務を課される」と受動態が用いられているが、上記で確認した通り、自然状態とは平等かつ相互不信の状態であるのだから、信約締結者以外の他者がその責務を課しているわけではないことに注意しておきたい。このことは、次のような箇所でもホップズによって表明されている。

われわれの責務も自由も、われわれの服従行為に存する。

……その人自身の行為から生じないような責務は、何人にも課されることはない (there being no Obligation on any man, which ariseth not from some Act of his own) (Lev. 2. 21. p. 150)。

二 責務の源泉と正当化

先行研究上問題とされているのは、信約履行の責務の源泉は何かという問題と、その責務はいかに正当化されているのかという問題のふたつである。以下、順に考察していくことにしよう。

1 源泉

信約履行の責務は、何に由来するのか。まず、自然法についてホップズが考えを述べている箇所 (Lev. 1. 15. p. 100) から、信約履行の責務は「第三の自然法」に由来しているという可能性がある。ただし、この可能性は、自然法が「神の法」であるのか、もしくは世俗的な「理性の指図」であるのかによって、二つに分けられなければならない。自然法は、神の法として責務を課するものであるとする見解(一般的には、提唱者である A・E・テイラーと H・ウォレンダーの名前をとって「テイラー・ウォレンダー・テーゼ」と呼ばれる)は、無神論者ホップズという典型イメージから逸脱するけれども、少なくとも数人のホップズ

研究者によって支持されている（これを第一の可能性と呼ぶ⁽⁸⁾）。一方、先行研究において多数を占めるのは、理性の指図としての自然法が、責務の源泉であるという見解である（これを第二の可能性と呼ぶ⁽⁹⁾）。

次に、「その人自身の行為から生じないような責務は、何人にも課されることはない」という上記でも引用したホブズ自身の言葉から、信約履行の責務の源泉は、自身の信約締結そのものであるという可能性がある。これは、先行研究ではB・バリーとD・ゴートリエなどが支持している可能性である（以下、第三の可能性とする⁽¹⁰⁾）。これ以外の可能性、たとえば、信約を履行しないことで他者から何らかのサンクションを加えられるがゆえに、信約履行が責務となるといって、われわれにとつてごく常識的な可能性はホブズの自然状態では通用しない。というのも、自然状態においてわれわれは「平等」であり「相互に不信」を抱き合っているのだから、責務を生み出しうるほどの他者によるサンクションなどありえないからである。こうして、ホブズのテキストからは、以上三つの可能性を抽出することができた。では、それぞれを検討しよう。

まず第一の可能性は、以下のような理由から採用しがたい⁽¹¹⁾。自然法が神の法であるならば、それが神の命令であるがゆえに法的性格をそなえ（Lev. 1. 15. p. 111）、人間を拘束するに足るものとなる。しかし、神の法に拘束されるためには、神の法^{II} 言葉を知っておかねばならないが（Lev. 2. 31. p. 246）、自然状

態において人間は、神の言葉を知ることではできない。というのも、われわれは「神の代理人」なしに、神の意向を知ることができず（Lev. 1. 14. p. 97）、「神の代理人」とは自然状態には存在しえない者、つまり主権者であるからである（Lev. 2. 18. p. 122）。よって、神の法としての自然法は、自然状態において責務の源泉足りえない。

では、第二の可能性（自然法^{II} 世俗的な理性の指図）はどうか。この場合、神の法とは異なり、自然法の義務づけの力はその法的性格ではなく（Lev. 1. 15. p. 111）、自己保存を根本原理として人間を拘束するものとされる（Lev. 1. 14. p. 97）。ところが、理性の指図は「安全保障（Security）がある」、すなわち他の人もまた自然法に従うという確証があるという条件下でのみ、拘束力を持つ（Lev. 1. 15. p. 110）。そして、そのような安全保障を確立することができるのは、コモンウェルスのみである（Lev. 2. 17. pp. 117-8）。以上より、自然法は、それがどのようなものであれ、自然状態においては責務の源泉足りえないということがわかる。

すると、信約の締結行為そのものが信約履行の責務の源泉である、という第三の可能性が残された。この可能性は、「その人自身の行為から生じないような責務は、何人にも課されることはない」（Lev. 2. 21. p. 150）というテキストに根拠を持つている。この否定形表現を書き換えると、「その人自身の行為が、その人に責務を課す」ということになるだろう。この第三の可

能性は、第一、第二のもののように、ホッブズの自然状態に関する前提によって否定されはしない。よって、第三の可能性は、ホッブズのテキストにもっともよく合致しうるといえる。

しかしながら、この可能性に従うと、次の点が問題となる。

それは、なぜ信約を履行しなければならぬのか、という正当化の問題である。自然法が源泉であるならば、自然法が信約履行を命じるから、という（循環しているが）明快な答えですむだろう。しかしながら第三の可能性を採用すると、この正当化の問題と真剣に向き合わねばならないことになる。

2 自己利益への訴えによる正当化

なぜ、信約履行の責務を守らねばならないのか。この問いに対して、テキストから可能な限り読み取ることのできる、ホッブズの回答を描き出してみよう。

ここで、テキストの読解に際して注意すべきことがある。信約というのは契約の一種であるということ、いわゆる約束と同一ものとして考えられてきた。つまり、信約の責務は、約束の責務と同じものと扱われてきたのである。たしかに、信約が責務を課するというホッブズの記述のうちには、J・L・オースティンの『言語と行為』での議論をほうふつとさせる箇所がある。そこをとらえて、ホッブズの信約の議論をオースティン流の言語行為論と同一視する解釈もある。しかしながら、この解釈をとる論者自身も指摘していることだが、いわゆる約束とい

う営みを成立させるような条件（オースティン流の遂行的発話に必要とされる慣習（convention）⁽¹³⁾）は自然状態ではそろわない（Lev. 1. 6. p. 39）。E・カリーイの言葉をかれば、自然状態とは、個々の約束を遵守するという一般的責務が先行して存在しない状態なのである。したがって、信約の責務の問題を考える上では、われわれの約束についての常識的な考えはいったん捨象する必要があるだろう。

以上の前提を踏まえて、もっとも広く知られているホッブズ解釈にしたがえば、責務を守ることが自己利益にかなうから、というのがホッブズの答えであるとされるだろう。これは、ホッブズ自身がたしかに自己利益に訴えることで、信約履行の責務を正当化しようとしているようにとれる記述を行っていることからも、有力な解釈であるといえよう。たとえば、言葉による「拘束」は「その強さを、それ自身の本性からではなく（というのも、人間の言葉ほど容易に破棄されるものはないから）、破棄による悪い帰結に対する恐怖から得ている」（Lev. 1. 14. p. 83）。さらに、自己利益から締結した信約を破棄しようとする「愚か者」に対しては、長期的な自己利益に訴えて反論している（Lev. 1. 15. pp. 101-3）。

しかしながらこの解釈は、自然状態において責務遵守が自己利益につながるといふ前提なしには成立しえない。そして、前節での議論の通り、自然状態ではそうしたつながりを担保する存在はいない。なぜならば、「破棄による悪い帰結」をもたら

す存在（主権者）は自然状態には存在していないからである。この正当化理論は、ホブズ自身が述べているにもかかわらず、失敗していることがあまりにも明らかである。

この点について、どのように考えるべきだろうか。この問題に対してM・ハーヴェイは「断固たる利己主義者を説得するのには、利己主義に訴える以外の手段を望むことができるだろうか」としている。本稿でも、この解釈を支持したい。すなわちホブズは、すべての人間が過度の利己主義者であるとは決して想定していないが（Lev. 1. 13. p. 88）、過度の利己主義者にも自身の結論に納得してもらおうとしているだけなのである。したがって、利己主義的な論調の議論は、ホブズの正当化の理論の本質ではなく、説得上のレトリックでしかないと考えるべきである。

3 正当化のための理論の検討

では、ホブズは責務をどのように正当化しようとしていたのか。ホブズのテキスト内で、前記の議論以外の正当化理論を見出すことは容易ではない。というのも、ホブズがはつきりとした仕方では述べているのは、前節で見た自己利益に訴える正当化理論であり、その理論ほどに明白に述べられている議論はないからである。

しかし、断片的ではあっても、別の正当化理論をホブズのテキストから読み取することは不可能ではないのではないだろうか

か。ホブズは、責務（以下では「義務 (Duty)」）について、自己利益に訴えることなく次のように述べている。

〔契約や信約を結んだ〕人は、自分自身の自発的な行為を空虚なものとしてはならないということが、その人のなすべきことであり義務 (Duty) である。そして、そのような妨害（ここでは信約の破棄のこと）は、権利を欠いているために不正義であり、侵害である。……だから、侵害や不正義は、世間の論争に置いては、スコラ学者の論争において背理と呼ばれているものに似ている。というのも、「スコラ哲学においては」最初に主張したことに矛盾することが背理と呼ばれているのと同じように、世間では、最初に自発的に行ったことを、自発的に取り消すことが、不正義や侵害と呼ばれる（Lev. 1. 14. p. 93）。

この部分でホブズは、自己利益以外の根拠から、責務が遵守されなければならない理由を述べている。このホブズの主張を、どのように解釈すべきだろうか。ホブズはよく知られているように、人間の意志と行為のプロセスに関して決定論的な考え方をとっている（Lev. 2. 31. pp. 149-50）、自身がいったん意志を持てば（ここでは、信約を締結しようという意志を持てば）、必然的にその信約を履行するという行為が帰結する。この箇所をこのように解釈すると、たしかに責務の正当化の問題

は解消されるようにも思われる。

ところが、P・ライリーらが指摘するように⁽¹⁶⁾、ホッブズが全面的に決定論を採用していると考えたと、責務を生み出すような行為は結局のところ、自己保存の欲求から必然的に帰結することになる。というのも、ホッブズは欲求と意志を同じものとみなしているので (Lev. 1. 6. pp. 4-5)、意志は欲求の連鎖をたどれば自己保存という最初の欲求と連結していることになるからである。ライリーは、こうしたホッブズの決定論的な心理学は、道徳について有意味な倫理学を形成しえないとしているし、本稿での検討からも、自己保存(自己利益)に訴える正当化理論は、ホッブズの自然状態論では成立しえない。

しかしながら、『リヴァイアサン』の道徳論部分で、ホッブズが全面的に決定論を採用しているという従来の解釈には、疑義を呈するべきである。なぜならば、ホッブズは『リヴァイアサン』の本文中から、一六四〇年代の著作では明示的に表明していた信約遵守に関する決定論的な記述 (*The Elements of Law*, 1. 15. p. 84^a *On the Citizen*, 2. 10. p. 36) を削除しているからである。この点に関する詳細な論証は紙幅の都合上省くが、ホッブズは主著の段階にいたって、責務の問題に関して決定論的な考えを放棄している可能性がある。

従来の先行研究では、この可能性は、ホッブズ哲学の一貫性のなさを意味しているとされ、ホッブズ批判の大きな根拠とされてきた。しかしながら、ここにこそ、新しい、また道徳哲学

上も意義あるホッブズ解釈が生み出される余地があるのではないだろうか。では、この可能性のもとで、ホッブズの責務に関する道徳論を再構成するとどのようなようになるだろうか。ここで、本稿と同じ問題意識を共有しているわけではないが、従来の正当化理論とは異なる角度からホッブズの責務の問題を考察しているP・ベティット「二〇〇八」を批判的に紹介することで、本稿の先にあるホッブズ解釈を素描することに努めよう。

ベティットは、これまであまり検討されてこなかった『リヴァイアサン』第一部、第一六章「人格 (Persons)、本人 (Authors)」、そして人格化された (Personated) ものについて」での議論をひきながら、「言葉 (word)」という観点からホッブズの責務の理論を再構成していく。この一六章での議論によれば、人間は「言葉」の使用によって「人格」として行為する。それゆえ、人間は言葉の使用によって互いを「人格」として認めあうことになり、「人格化」された人間たちは、信約の言葉を破棄するような他者を、言葉の使用により、協働して罰することができるので、このことから、責務が正当化されるとベティットはいう⁽¹⁷⁾。

ベティットの解釈の難点は、自然状態における相互不信を、言葉によって解消可能なものと考えていることである。本稿で述べたように、その不信は根深いもので、人間全員を「威圧することのできる権力がない場合」、つまり各人が平等な自然状態においては、人々は互いに協働することを喜ぶどころか、嘆

いて回避しようとする (Lev. I. 13. p. 88)。このような徹底した不信の状態では、ベティットの解釈がそのまま通用することは難しいように思われる。

しかしながら、人間の行為に関して決定論的な論調でホッブズの持論が展開される『リヴァリアサン』第一部の中でも、決定論的な概念や議論がほとんど登場しない。第二章に着目するベティットの方向性は、示唆的なものであると評価できる。これまで、ライリーが行ったような批判からホッブズを救い出すためには、「テイラー・ウォレンダー・テーゼ」のように有神論的な解釈をほどこすか、ホッブズの道徳論を第一部の議論から完全に切り離すしかないとされてきた。しかしながら、ベティットは、あくまで『リヴァリアサン』第一部のテキストからホッブズを再構成してみせており、ベティットの手法は新しいホッブズ解釈の端緒をひらいたものといえるだろう。

おわりに

本稿での議論をまとめておく。まず、本稿は責務、とりわけコモンウェルス設立の信約履行の責務に注目し、自然状態論を丁寧に分析した。そして、そこでの分析から、責務の源泉を自然法に求める従来の先行研究の不備を指摘し、信約締結行為そのものが源泉であるという解釈の妥当性を示した。その上で、責務の正当化についての問いを取り上げ、ホッブズを素朴な利

己主義者として描くことの問題を指摘した。こうした本稿での議論は、先行研究を責務の問題から整理し、批判的に検討したものとなっている。

本稿の最後では、さらに進んで、自己利益に訴える正当化理論以外に、どのような責務の正当化が可能となるかについて、新しい解釈の可能性を指摘した。このような本稿の解釈は、ホッブズ哲学の一貫性を否定するものとならざるをえないだろう。しかし、ホッブズの決定論を採用することで、結果的にホッブズに素朴な利己主義的道徳論を帰してしまい、ホッブズの思想の変遷がもたらした彼の哲学の豊かさを逃してしまうことこそまた、大きな問題となるだろう。本稿で示したホッブズ解釈の方向性は、こういった問題を乗り越え、新しいホッブズ道徳哲学の展開に寄与するものといえるだろう。

注

- (1) ホッブズの著作からの引用は、本文中に挿入し、次のようにして行なっている。『法の原理』の引用は *The Elements of Law*, ed. by Gaskin, J. C. A., Oxford University Press, 1994. から行い、部、章番号、節番号、ページの順で示す。『市民論』の引用は *On the Citizen*, eds. by Tuck, R. and Silverthorne, M., Cambridge University Press, 1998. から行い、章番号、節番号、ページの順で示す。『リヴァリアサン』の引用は *Leviathan*, ed. by Tuck, R., Cambridge University Press, 1996. から行い、引用箇所を示すときは、

Levと略記し、部、章番号、ページ数の順で示す。なお『リヴァイアサン』の訳出については水田訳を、『市民論』の訳出については本田訳を適宜参照した。また、引用中の傍点は原文イタリクを示し、……は中略があることを示す。訳文中の「」は筆者による挿入を意味している。ホッブズの著作以外の二次文献からの引用は注にて示す。

(2) Nagel, T. [1959] "Hobbes's Concept of Obligation", *The Philosophical Review*, vol. 68, pp. 68-83.

(3) Taylor, A. E. [1938] "The Ethical Doctrine of Hobbes", *Philosophy*, vol. 13, No. 52, pp. 406-24, Warrender, H. [1957] *The Political Philosophy of Hobbes: His theory of Obligation*, Clarendon Press. 邦訳は Martinich, A. P. [1992] *The Two Gods of Leviathan: Thomas Hobbes on Religion and Politics*, Cambridge University Press. が積極的に行の解釈をなしている。

(4) ホッブズの責務概念は、一六五一年の『リヴァイアサン』だけではない、彼の「一六四〇年代の著作『法の原理』や『市民論』にも登場している。しかしながら、『責務に関するホッブズの考えは大きく変遷している」という指摘（たとえば M. Kiesselbach [2010], "Hobbes's Struggle with Contractual Obligation. On the Status of the Laws of Nature in Hobbes's Work", *Hobbes Studies*, vol. 23, pp. 105-23. など）に、論者も賛同する。よって、本稿では主要な考察は『リヴァイアサン』に限定して議論を進めたい。また、前記の論稿は、ホッブズの考えが年代を経て変遷していることを指摘し

ている点は、本稿と軌を一にしているけれども、どの段階でどのような変遷をしているかに関しては、本稿とはまったく異なる結論を出している（たとえば、ホッブズは最終的に自分の責務概念に「疑い」を持ち、「不満」を持っていた、としている）。よって、この点に関しては今回積極的に参照しないこととする。

(5) ここは簡潔に述べた内容は、藪本沙織「二〇〇九」『ホッブズ道徳哲学における自然法』『実践哲学研究』第三二号、五二―六頁において詳述しておいた。この解釈は、自然状態には責務は存在しえなく（つまり、ホッブズには政治的責務しかなく）という M・オークソン・ハット (Oakeshott, M. [1975] *Hobbes on Civil Association*, Indianapolis: Liberty Press, reprinted in 2000) や、自然状態の責務とロモンウェルス設立後の責務との断絶を主張するの・ムーブ (Moore, S. [1971] "Hobbes on obligation, moral and political, part one: moral obligation", *Journal of the History of Philosophy*, vol. 9, pp. 43-62. [1972] "Hobbes on obligation, moral and political, part two: political obligation", *Journal of the History of Philosophy*, vol. 10, pp. 29-42.) の議論となっている。

(6) たとえば、『リヴァイアサン』第二部では、「設立によるロモンウェルス」の方が「獲得によるロモンウェルス」よりも先に論じられている。さらに、ホッブズは「獲得によるロモンウェルス」論において主権について論じる場合、¹⁾「設立によるロモンウェルス」における議論を基本としている

- (Lev. 2. 20. p. 139)°
- (7) エドワード・三つの可能性を挙げようとするが、これはホブズ研究上の論争の三つの立場と対応している。論争は三つの立場と分類するようになっている。エドワードを参考とした。Curley, E. [1989-90] "Reflections on Hobbes: recent work on his moral and political philosophy", *Journal of philosophical research*, vol. 15, pp. 169-249, Murphy, M. C. [1994] "Deviant Uses of "Obligation" in Hobbes's *Leviathan*", *History of Philosophy Quarterly*, vol. 11, pp. 281-94.
- (8) 注で挙げた論者が採用している。
- (9) Nagel [1959] などが採用している。
- (10) Barry, B. [1968] "Warrender and His Critics", *Philosophy*, vol. 43, pp. 117-37, Gauthier, D. P. [1969] *The Logic of Leviathan: The Moral and Political Theory of Thomas Hobbes*, The Clarendon Press.
- (11) この部分の詳細な論証は数本 [二〇〇九] を参照された。
- (12) Parry, G. [1967] "Performative Utterances and Obligation in Hobbes", *The Philosophical Quarterly*, vol. 17, pp. 246-52.
- (13) Austin, J. L. [1962] *How to do things with words*, Oxford University Press. (邦訳)『言語と行為』坂本百大訳 (一九七八)大修館書店、二六―一八一頁。
- (14) Curley [1989-90] p. 189.
- (15) Harvery, M. [2004] "Teasing a limited deontological theory of morals out of Hobbes", *The Philosophical*
- Forum, vol. 15, p. 43.
- (16) Riley, P. [1982] *Will and Political Legitimacy: A Critical Exposition of Social Contract Theory in Hobbes, Locke, Rousseau, Kant, and Hegel*, Harvard University Press. pp. 23-60
- (17) Pettit, P. [2008] *Made with Words: Hobbes on Language, Mind, and Politics*, Princeton University Press, pp. 55-66.
- 付記：本稿は、科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。
- (やぶもと さおり・京都大学)